

自主的な研修を支援する 制度について

村木 清司*・金久保 勉**



むらき きよし



かなくぼ つとむ

目次

1. はじめに
2. 支援の対象
3. 広報手段による支援
4. 講師紹介等の情報提供による支援
5. 研修会場の支援
6. 守っていただきたいこと
7. 終わりに

.....

1. はじめに

日本弁理士会研修所の役割の一つは、会員の自己研鑽を補完することです。研修所では、多様な研修を企画し、多くの運営委員の努力により運営しています。

ところで、弁理士業務が多様化し、専門化が進むに伴って、研修所に寄せられる研修の希望内容が多岐にわたるようになってきました。研修所がこれらの多様な希望の全てに対応することが困難であることに鑑みて、平成11年から小規模研修制度を設けています。

小規模研修制度は、少ない受講者しか望めないテーマであっても、会員への専門的情報サービスの提供、弁理士の専門性を育成する見地から、自主的に運営する研究部を研修所内に設け、この研究部によって研究発表会や外部講師を招いての研究会などを実施する制度です。研修したいテーマを自分たちで選ぶことができ、また、研修所の運営委員や事務局の負担の少ない研修として機能して参りました。

平成14年度におきましても、8つの研究部を設立して、各研究部が継続的に活動しています。そして、この研究活動の成果を、一般会員も参加できる公開フォーラムの形で発表しています。

しかしながら、小規模研修制度は、運営を各研究部に委ねた点において画期的ともいえるものですが、手続的な煩雑さや、継続的なものに限られているなど制約の多い制度であったことも指摘されています。

一方、会員の間では、自主的に研究・研修を行って

いる多くの自主グループも存在します。しかし、参加できるのは、これらのグループの存在を知っている少数の会員に限られる傾向があります。

これらの現状から、会員の熱意さえあれば、希望する研修を実施でき、また、自主グループへの参加が容易になるように情報を提供して、自主的な研修が活発に行われるように支援することも、研修所の目的に沿うのではないかと考えました。

このような趣旨で、従来の小規模研修制度を「自主研修制度」に改めることにしました。

2. 支援の対象

会員が自由に参加できるオープンな研修であって、我々の業務に関する研修であれば、支援の対象になります。また、余りに少人数でも困りますので、10名程度以上の参加が見込めることを条件にしたいと思います。

研修形式は問いません。一回限りの単発形式、期限を定めずに開催する継続形式など開催回数に制限はありません。また、講演、ゼミ、研究会、討論会など開催内容はいずれであっても支援の対象になります。

3. 広報手段による支援

研修所ニュースと、日本弁理士会電子フォーラム（以下、電子フォーラムと略します。）を利用します。

- (1) 講演会などの単発形式の研修を行う場合には、毎月発行している研修所ニュースに掲載します。また、電子フォーラムの「研修所からのお知らせ」内にも、開催内容を紹介します。
- (2) 研究会などの継続的なグループを立上げる際は、研修所ニュースと電子フォーラムにより、参加者を募ることができます。

* 日本弁理士会研修所 所 長
** // 担当副所長

また、併せて、電子フォーラムに各グループの紹介コーナーを設けます。

この紹介コーナーでは、スペース的な制限が無い特性を生かして、自分たちのグループの詳細を具体的に紹介できます。例えば活動の趣旨、活動の内容、構成メンバーなどの詳細が掲載できます。

この紹介コーナーのアップロードは、事務局の手を経ずに直接各グループで定めた担当者が行います。すなわち、各グループでアップロード担当者を定め、この担当者のみがアップロード可能としています。自分のパソコンからアップロードすることになりますので、負担の少ない、容易な作業で済んでしまいます。現在の活動内容を容易に紹介できると思います。

一方、一般の会員は閲覧することによって、参加を希望するグループを容易に探すことが可能になります。専門的な研究を目的としているのか、知識を深めることを目的としているのか、などの詳細情報によって、希望に合うグループを見つけることができると思います。

換言すれば、紹介コーナーは、自主グループの存在をアピールする目的ですから、既に活動している自主グループも、紹介コーナーのみの利用は可能であり、また、大いに歓迎するところです。

なお、すでに3月始めから試験的に紹介コーナーを運用しています。電子フォーラムのトップページの「研修研究部からのお知らせ（仮称）」ボタンからお入り下さい。

4. 講師紹介等の情報提供による支援

講師を必要とする研修会を立上げようとする際に、講師が見つからないときは、相談いただければ、その分野に詳しい会員を紹介します。但し、紹介は会員リストを提供する程度のもので、自己責任の下で講師との交渉をして頂くこととなります。

また、要望により、研修を実施するために必要な情報をできる限り提供したいと思っております。

5. 研修会場の支援

日本弁理士会館、大阪分室又は名古屋分室を研修会場とする場合には、会場を提供し、また、会場費も補助します。研修会を開く場合に、最も苦勞するのが研修会場を確保することではないかと考えたからです。

但し、外部会場を使用する場合の会場費、講師料や資料代などの諸費用までは、補助できません。

なお、あくまでも実施主体は会員ですので、参加費用などは各グループの裁量に委ねられています。

6. 守っていただきたいこと

この制度は、日本弁理士会の組織である研修所が設けている制度ですから、当然に日本弁理士会が定める諸規定の適用を受けます。

- (1) 紹介コーナーは、電子フォーラムを利用するものであり、日本弁理士会電子フォーラム規則の適用を受けます。
- (2) 会場費の補助を受ける場合には、研修の報告義務が課せられます。

単発形式では、テーマ、参加人数など、簡単な報告をお願いします。

継続形式の場合には、開催毎に研修内容の概要、参加数等を、電子フォーラムの紹介コーナーに掲載していただきます。

7. 終わりに

自主研修制度は、企画運営を研修所が行う他の研修制度とは違って、会員の自発的な活動を支援してこうとする試みであり、研修所としても、手探り状態で始めています。

多くの会員により利用される有用な制度として機能するのか、無用の制度に終わるかは、今後の利用次第です。

自主研修制度が、会員の自己研鑽の役立つ制度として活発に利用されることを期待しています。

(原稿受領 2003. 3. 11)